

【機密性2】

最高裁総訟第367号

令和6年7月16日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

裁判所書記官による民事・家事分野の裁判事務処理における
文字の取扱いについて（指示）

標記の取扱いについて下記のとおりとしますので、令和6年7月16日からこれ
によってください。

記

- 1 字種が同じ文字は、字形や字体の違いにかかわらず、区別せずに同一のものと
取り扱うことを原則とする。
- 2 裁判文書の作成に当たっては、裁判事務システム又は職員貸与パソコンによつ
てそれぞれ標準的に入力することができる範囲の文字のみを使用することを原
則とする。